

# 取扱店募集!!



一次募集期間 (チラシ・HPのどちらにも掲載される募集期間)

令和8年 **3月2日** 月 ~ **3月25日** 水

かがやけ！くらし商品券を取扱いいただく事業所(店舗)を募集します。  
上野商工会議所または、伊賀市商工会 本所までお申込みください。

©いがぐり実行委員会

【取扱店の登録申込にあたって(下記以外の詳細は公式HPに掲載しています)】

◆登録申込には**申込書・宣誓書の提出が必要です。**

・取扱店としての登録を希望する場合は、**指定金融機関の口座番号がわかるものをご持参**のうえ所定の申込書・誓約書(押印)にご記入ください。

◆**お早めの登録申込をお願いします。**

・3月25日(水)までに登録が完了した取扱店は、公式HPに加え商品券販売の際に同封するチラシに掲載させていただきます。

それ以降の登録は公式HPに随時掲載していきます。(登録ができる期間は**令和8年8月31日まで**です。)

・登録申込完了後に、啓発物品(のぼり、ポスターを予定)を配布します。

◆**商品券の種類は「全店共通券」と「地元店専用券」の2種類です。**

・全店共通券は大型店(売場面積1,000㎡超の小売店舗)と中小・飲食店ほか全ての取扱店で使用できます。

・地元店専用券は一般商店(大型店以外の店舗)・飲食店ほかの取扱店で使用できます。

◆**商品券は1セット(10枚綴り) 10,000円分を5,000円で販売します。**

・1セットの内訳は、全店共通券4枚、地元専用券6枚となります。

・発行総数は63,000セットを予定しています。(地域内循環額 6億3千万円)

◇各取扱店におきまして、かがやけ！くらし商品券を利用した場合の特典やサービスの実施をぜひご検討ください!



(※画像はイメージです)

商品券  
有効期間

令和8年 **4月20日** 月 ~ **8月31日** 月

※商品券の有効期間は変更となる可能性があります。詳細はHPでお知らせします。

## プレミアム率100%! 発行総額6億3千万円!!



### ●登録申込場所

(平日のみ  
9:00~17:00)

### 上野商工会議所

伊賀市上野丸之内500 (ハイトピア伊賀3階)  
TEL: 0595-21-0527

### 伊賀市商工会本所 (島ヶ原支所を 除く各支所)

伊賀市下柵723-1  
TEL: 0595-45-2210

お問合せ先

伊賀市かがやけ！くらし商品券事業実行委員会

専用ダイヤル ☎0595-41-1160  
(3月1日開設 平日 9:00~17:00)

上野商工会議所 (☎0595-21-0527)

伊賀市商工会 (☎0595-45-2210)

伊賀市商工労働課 (☎0595-22-9669)



公式ホームページ

## かがやけ！くらし商品券 取扱店募集要項

伊賀市かがやけ！くらし商品券事業実行委員会

### 1. 事業の目的

物価高騰対策の一環として伊賀市内のみで使えるプレミアム付商品券「かがやけ！くらし商品券(以下「商品券」という。)」を発行し、地域の消費を喚起するとともに、物価高騰の影響を受ける生活者、事業者を支援することにより地域経済の活性化を図る。

### 2. 商品券の額面と種類

- 1) 商品券は、1,000円券で10枚を1セットとし、1セット10,000円分を5,000円で販売する。(プレミアム率100%)
- 2) 10枚の内訳は、大型店(売場面積1,000㎡超の小売店舗)と中小・飲食店ほか全ての取扱店で使用できる「共通券」を4枚4,000円分、中小(大型店以外の店舗)・飲食店ほかで使用できる「地元店専用券」6枚6,000円分の2種類とする。
- 3) 商品券の発行総数は63,000セットとする。

### 3. 商品券の運用

- 1) 実行委員会は、商品券を発行し、購入希望者に対して販売する。
- 2) 商品券の購入者は、本要項に基づき取扱店として登録した事業所等で商品券を使用し、商品、サービス、役務等の提供を受ける。
- 3) 商品券の有効期間は、令和8年4月20日(月)から令和8年8月31日(月)までとする。ただし、商品券の使用状況によりこれを延長する場合がある。
- 4) 商品券の使用に対して、釣銭を渡すことはできない。
- 5) 商品券を、現金と引換えることはできない。
- 6) 使用された商品券は、本要項に基づき換金する。

### 4. 取扱店の参加資格

- 1) 伊賀市内で事業を行う店舗・事業所等(以下「事業所等」という。)であること。
- 2) 本事業の趣旨に賛同、協力し、本要項の規定を遵守できる事業所等であること。

### 5. 登録申込場所

- 1) 上野商工会議所(伊賀市上野丸之内500番地 ハイトピア伊賀3階)

2) 伊賀市商工会本所（伊賀市下柘植 723 番地の 1）・伊賀市商工会各支所（鳥ヶ原を除く）

#### 6. 登録申込期間

- 1) 募集期間 令和 8 年 3 月 2 日（月）から 8 月 31 日（月）まで
- 2) 時間帯等 土日祝を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- 3) その他 令和 8 年 3 月 25 日（水）までに登録が完了した取扱店については、商品券販売の際に同封するチラシ及び事業公式ホームページに掲載し、これ以降に登録が完了した取扱店については順次事業公式ホームページに掲載する。

#### 7. 取扱店の登録方法

- 1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、別紙申込書に必要事項を記入のうえ、「5. 登録申込場所」に提出する。
- 2) 登録申込は、同一事業者であっても事業所、店舗単位で提出する。
- 3) 登録申込にあたっての登録料は無料とする。
- 4) 登録申込にあたっては、別添の誓約書を合わせて提出する。
- 5) 申込書、誓約書に指定金融機関の口座番号等がわかるものを添付する。
- 6) 指定口座は、原則市内に本店又は支店を有する金融機関（ゆうちょ銀行を除く）とする。
- 7) 登録の申込は原則持参とし、郵送の場合の郵送料は申請者の負担とするとともに、到着日を申請日とする。
- 8) 取扱店は、啓発物品（ポスター、のぼり）の交付をもって登録完了とみなす。

#### 8. 対象外となる商品、サービス、役務等

- 1) 不動産や金融商品
- 2) たばこ（電子たばこを含む）
- 3) 金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 4) 公序良俗に反するもの
- 5) 国税や地方税の支払
- 6) その他実行委員会が、商品券の利用対象として適当と認めないもの

#### 9. 取扱店の明示と販促活動の推進

- 1) 取扱店は、取扱店である旨のポスター及びのぼりを利用者がよくわかる場所に明示する。
- 2) ポスター及びのぼりの配布数については事業所の規模に応じて配分する。
- 3) 取扱店は、上野商工会議所や伊賀市商工会が実施する販促活動に積極的に

参画、協力するとともに、自らも販促活動を積極的に実施する。

#### 10. 換金期間と方法

- 1) 商品券の換金期間は、令和 8 年 5 月 7 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までとする。（商品券の使用期間は令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで）
- 2) 取扱店は、使用済みの商品券を下記のいずれかに提出し、換金の申し出を行う。
  - ①上野商工会議所（伊賀市上野丸之内 500 番地）
  - ②伊賀市商工会本所（伊賀市下柘植 723 番地の 1）
  - ③伊賀市商工労働課（伊賀市四十九町 3184 番地）
- 3) 換金期間を経過した商品券はいかなる理由があっても換金しない。
- 4) 換金に係る手数料は無料とする。
- 5) 換金の申し出は、商品券の裏面の「取扱店欄」に記入又は押印があるもののみ受け付ける。（一度の枚数が 50 枚を超える場合はこの限りではない）
- 6) 換金の申し出ができるのは 1 取扱店につき半月に 1 回を限度とする。
- 7) 換金の振込は、申し出から 3 週間程度をめぐり指定金融機関に行う。
- 8) 裏面の記入漏れや商品券の紛失、盗難等に関する一切の責任は取扱店が負う。

#### 11. 登録の取消と損害賠償

- 1) 取扱店において不正な行為が判明した場合は、直ちに取扱店の登録を抹消し、その内容をホームページに公表する。
- 2) 上記不正に関連し、実行委員会、利用者等に損害が生じた場合は、取扱店に対して損害の賠償請求を行う。

#### 【お問合せ先】

伊賀市かがやけ！くらし商品券事業実行委員会

専用ダイヤル Tel.0595-41-1160

事務局 上野商工会議所 Tel.0595-21-0527

伊賀市商工会 Tel.0595-45-2210（本所）

伊賀市産業農林部商工労働課 Tel.0595-22-9669